

トリガー条項の凍結解除など燃料油価格の高騰への対処を求める意見書

政府が燃料油価格激変緩和補助金の補助率を引き下げた今年2023年6月以降、ガソリンの価格は上がり続け、9月4日にはレギュラーガソリンの全国平均価格は過去最高額の186.5円となりました。以後の価格は多少下落傾向にあるものの依然として高水準であることに変わりはなく、これから冬に向かい燃料の需要の増加が見込まれる中、一部産油国の減産継続や、大手産油国でもあるロシアによるウクライナ侵攻に対する経済制裁など、依然として原油の供給が不透明なため、今後も原油価格が高騰する可能性は否定できない状況です。

原油価格の高騰は仕入れ価格や運送などの費用を押し上げ、収益を圧迫し、特に中小企業・小規模事業者には多大なる影響を与えます。また、冬になれば暖房のための燃料需要が高まり、市民生活においても、家計のさらなる圧迫が想定されます。

ガソリンの高価格が続いた際にはガソリン税を減ずるための「トリガー条項」（租税特別措置法第89条）が定められていますが、これは2011年（平成23年）の東日本大震災の後に同震災の復興財源確保のためとして凍結されました。現在も政府は凍結を継続していますが、所得税の2.1%が復興特別税として徴収されており、同一目的の税が複数あるという問題も指摘されています。また、8月29日には鈴木財務大臣がトリガー条項について発動前に買い控えが起きるといふのを同条項の凍結継続の理由の一つとして発言していましたが、わたしたちは買い控えたくとも通勤や買い物をしないわけにはいきません。

よって、国におかれましては、国内産業と市民生活を守るため、下記の通り原油価格高騰対策を強化していただくよう要望いたします。

記

- 1 地方自治体の財源に配慮しつつ「トリガー条項」の凍結解除及び発動を検討すること。
- 2 2024年（令和6年）3月末までの特例措置である軽油引取税の免税措置の延長を行い、同年4月以降も支援を継続すること。

3 原油価格の安定化を実現するため、すでに行っている国際交渉の強化をはじめ、あらゆる対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年11月10日